

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2020 年 11 月 26 日

ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社



2020年11月26日

各 位

会社名	ポールトゥウィン・ピットクルー ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 橘 鉄平 (コード番号：3657 東証第一部)
問合せ先	取締役管理部部長 山内 城治 (TEL：03-5909-7911)

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2020年11月17日付でペイサー株式会社（以下「ペイサー」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ペイサーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項
吸収合併消滅会社であるペイサーは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 債務履行の見込みに関する事項
本合併の効力発生日以後において当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
以上から、当社は本合併の効力発生日以後において、本合併により承継する債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

(別紙1)



吸収合併契約書

ペイサー株式会社（以下「消滅会社」という。）及びポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社（以下「存続会社」という。）は、消滅会社を吸収合併消滅会社、存続会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）につき、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併当事会社の商号及び住所）

本合併における吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の商号及び住所は次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収合併消滅会社

商号：ペイサー株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 吸収合併存続会社

商号：ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

第2条 （効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年3月1日とする。ただし、本合併の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、消滅会社及び存続会社が協議し合意の上、変更することができる。

第3条 （合併対価）

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際し、消滅会社の株主に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第4条 （資本金及び準備金）

存続会社は、本合併により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条 （株主総会等）

1. 消滅会社は、会社法第784条第1項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 存続会社は、会社法第796条第2項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第6条 (権利義務全部の承継)

消滅会社は、本効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を本効力発生日において存続会社に引き継ぎ、存続会社はこれを承継する。

第7条 (善管注意義務)

消滅会社は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ存続会社の承諾を得て行うものとする。

第8条 (本契約の変更等)

消滅会社及び存続会社は、本契約の締結後、本効力発生日に至る間に、消滅会社又は存続会社の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたときには、消滅会社及び存続会社の合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、消滅会社及び存続会社が協議の上定める。

本契約の成立の証として、本契約書1通を作成し、消滅会社及び存続会社記名捺印の上、存続会社が原本を、消滅会社はその写しをそれぞれ保有する。

2020年11月17日

消滅会社： 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ペイサー株式会社
代表取締役 本重 光孝



存続会社： 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ポルトゥウィン・ピットクルー
ホールディングス株式会社
代表取締役社長 橋 鉄平



(別紙2)

貸借対照表

(2020年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	115,518	流 動 負 債	1,085,290
現金及び預金	1,027	関係会社短期借入金	1,085,000
関係会社未収収益	2,600	未払法人税等	290
関係会社立替金	10	固 定 負 債	50,826
関係会社短期貸付金	1,094,500	関係会社事業損失引当金	50,826
貸倒引当金	△982,619	負 債 合 計	1,136,116
固 定 資 産	4,000	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	4,000	株 主 資 本	△1,016,597
関係会社株式	4,000	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	△1,216,597
		その他利益剰余金	△1,216,597
		繰越利益剰余金	△1,216,597
資 産 合 計	119,518	純 資 産 合 計	△1,016,597
		負 債 純 資 産 合 計	119,518

損益計算書

(2019年2月1日から
2020年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 費 用		398
営 業 損 失		398
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,257	
関係会社事業損失引当金戻入額	33,431	
そ の 他	0	42,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,162	
貸倒引当金繰入額	148,443	157,605
経 常 損 失		115,314
税 引 前 当 期 純 損 失		115,314
法人税、住民税及び事業税		290
当 期 純 損 失		115,604

株主資本等変動計算書

(2019年2月1日から
2020年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△1,100,992	△1,100,992	△900,992	△900,992
当期変動額							
当期純損失 (△)				△115,604	△115,604	△115,604	△115,604
当期変動額合計				△115,604	△115,604	△115,604	△115,604
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△1,216,597	△1,216,597	△1,016,597	△1,016,597

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末の発効済株式の種類及び総数

普通株式 2,000株